管理コード	要望事項（事項名）	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
070010	土地区画整理事業における公共施設充当用地についての事業施行者の証明書の発行要件の見直し	租税特別措置法（第33条、第33条の4） 租税特別措置法施行規則（第14条、第15条） 土地区画整理法（第2条、第109条） 土地区画整理法施行令（第67条）	土地区画整理事業で減価補償金を交付すべきこととなるものが施行される場合において、公共施設の用地に充てるべきものとして施行区域内の土地等が買取られ、対価を取得する場合には、譲渡所得の5,000万円特別控除が適用可能となる。	土地区画整理事業（先行買収）に係る事業施行者の証明書の発行要件として、現在は「買取りに係る土地が公衆用道路、公園又は雑種地として登記されている場合にのみ証明書を発行すること」と規定されているが、地目が宅地のままでも課税の特例の対象とする。その場合において、買取りに係る土地を公共施設の用地として登記をした旨を証する書類として添付が義務づけられている登記簿謄本に代えて「買収目的を記載した登記承諾書の写し」、または、「地方自治法上の行政財産としての財産台帳の写し」を認める。	土地区画整理事業（減価補償金地区）における公共施設充当用地については、土地を先行買収することができることとなっており、その土地の譲渡所得に課税の特例が適用できることとなっている。 しかしながら、課税の特例を適用するには、「当該土地等を当該公共施設の用地として登記をした旨を証する書類」の添付が義務付けられており、更に、「当該買取にかかる土地が公衆用道路、公園又は雑種地として登記されている場合にのみ証明書を発行」することとされている。 また、土地区画整理事業運用指針では、「公共施設充当用地を取得した場合においては、法務局と十分に調整の上現況に照らして当該土地は公共施設の用に供する土地として登記申請することが望ましい」とされている。そのため、法務局（登記部門）へ当該土地の地目変更についての協議を行ったが、現況主義を根拠に地目変更に応じてもらえない状況にある。 （提案理由） 本市が減価補償金の交付に代えて用地の先行買収を行おうとしている宅地に集合住宅があり、この集合住宅をすぐに撤去せず、当面、中断移転の仮住居として有効活用することを検討している。これは、①仮住居費の移転補償費の縮減（約9,000万円）、②中断移転者の負担軽減による事業の円滑化、が見込まれることによる。当該土地の買取について課税の特例を適用したい。 （代替措置） ①地目が宅地のままでも（証明書の発行を可能とし、）課税の特例の対象とする。 ②証明書発行の際の添付書類として、「買収目的を記載した登記承諾書の写し」、または、「地方自治法上の行政財産としての財産台帳の写し」でも可能とする。	C	ー	租税特別措置法第33条第5項第3号の5は、「公共施設の用地に充てるもの」の譲渡について、特例を定めているものである。本提案は「宅地」を特例の対象に追加してほしいというものであり、「『特区、公共サービス改革集中受付』募集要項」の留意事項における「単に税財源措置の優遇を求めるもの」に該当するため、検討の対象とはならないものである。	本提案は、右記の提案者からの意見にもあるとおり、租税特別措置法施行規則で定められた事業施行者の証明書の発行要件の是正を求めるものであり、「単に税財源措置の優遇を求めるもの」には該当しない。 また、減価補償金の対象となる当該土地は、松山市が換地後の公共施設用地に充当するために先行買収するものであり、同規則で定められた「公共施設の用地に充てるための土地等の買取り」にあたるものと考える。 貴省においては、事業者が当該土地の取得について公共施設充当用地であることを証明する限り課税の特例を認める立場にあり、表題登記地目が「宅地」というだけで「公共施設の用地に充てるもの」に該当しないというのであれば、貴省所管法令等に基づき、その理由を明確にすべきである。 貴省においては、これらを踏まえ、再度検討し、回答されたい。	本来この提案に係る土地を買収し、建物を撤去後雑種地への地目変更を行えば、課税の特例を受けられるものであり、「単に税財源措置の優遇を求めるもの」ではないと考える。提案主旨は、宅地からの地目変更ができないが、将来的には公共用地となることは確実であることから租税特別措置法施行規則に規定する「当該土地等を当該公共施設の用地として登記をした旨を証する書類」として「買収目的を記載した登記承諾書の写し」を認めるよう証明書の発行要件の緩和を求めるものである。なお、本提案の認定は、仮住居補償費約9，000万円の歳出抑制に寄与するもので、これに必要な税財源を節減し国、市の財政健全化に資するものである。	c	－	○租税特別措置法第33条においては、収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例を規定しており、また、租税特別措置法第33条の4においては、収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除（5000万円）を規定しているが、これらの適用を受ける際には租税特別措置法施行規則第14条5項5号の10（以下「施行規則」という。）に規定される「公共施設の用地として登記をした旨を証する」書類等の提出が必要となる。したがって、本件課税の特例の対象となる土地は、「公共施設の用地として登記をした」ことが必要となる。 ○宅地として使用されている土地は、施行規則の「公共施設の用地」には当たらない。本件は、宅地として使用されている土地が、その現況によって宅地として登記されているので、本件課税の特例の対象とはならない。 ○以上のことから、宅地として登記されている土地を、本件課税の特例の対象として求める本提案は、「『特区、公共サービス改革集中受付』募集要項」の留意事項における「単に税財源措置の優遇を求めるもの」に該当する。	右記の提案者からの意見にもあるとおり、租税特別措置法施行規則の規定の範囲内で提案者の要望が実現可能であるか再度検討し、回答されたい。	取得した建物の利用は公共施設に充当されるまでの一時的なもので、本件は租特法第33条1項3号の5で規定する「公共施設の用地に充てるべきもの」としての買取である。なお、同法施行規則第14条5項5号の10の「公共施設の用地として登記」という規定を、証明書発行時に現況も鑑み公共施設となっていることと解しては、規則が本法の「充てるべき」という規定を超え妥当性を欠く。また、先行取得の性質上、証明書発行時までに取得目的の公共施設に地目変更することは事実上不可能である。 以上より、規則の規定を「施行者が公共施設に充当するものとして最低限所有権登記を済ませること」と解し証明書を発行することは可能と考える。	C	―	○提案主体からの再意見によれば、租税特別措置法施行規則第14条5項5号の10（以下「施行規則」という。）に規定される「公共施設の用地として登記をした」について、「施行者が公共施設に充当するものとして最低限所有権登記を済ませること」と解するべきと求めていると考えられるが、規定振りからそのように解することは妥当ではないことは明らかである。 ○したがって、「買収目的を記載した登記承諾書の写し」や「換地計画に関する図書等」など「公共施設の用地として登記をした」旨を証しない書類は、本規則が定める書類の代替とはならない。		1006010	松山市	愛媛県	法務省 財務省 国土交通省
070020	たばこの製造・販売に係るたばこ事業法の適用除外	たばこ事業法第８条	製造たばこは、日本たばこ産業株式会社でなければ、製造してはならない。	たばこ事業法第3条原料用国内産葉たばこの生産及び買入れ者に日本たばこ産業株式会社以外に地方自治体を加えていただきたい。加えて同法第8条のたばこの製造についても地方自治体も製造者に加えていただきたい。	刻みたばこ原料「阿波葉」の生産と「たばこ資料館」で「刻みたばこ」を製造・販売することにより、三好市の伝統産業「たばこ」を全国にアピールし、農業振興や観光振興等地域の活性化に資する。 （提案理由） 三好市は、四国の中央部、徳島県の西端に位置している。たばこの伝来は、１６１２年頃諸国廻国の修験者が、山城町大野へ来て植えたのが始まりである。今日まで４００年余り、葉たばこの栽培が行われて来たが、来年から「刻みたばこ」の原料である在来種「阿波葉」の買い付けをしないことを決定している。一方、本市は19世紀に、たばこの製造販売を全国的に実施して栄えた「うだつ」の町並みと阿波葉の歴史と文化を後世に伝承する上で、この灯火を消すことは出来ない。ついては、地域の伝統を受け継ぐため地域でも「刻みたばこ」の製造・販売が出来るようたばこ事業法の緩和をお願いしたい。 また、特に刻みたばこ原料である「阿波葉」は気候が冷涼で急傾斜・極小の農地でも栽培できる上に、野生鳥獣による食害等の被害も受けないことから、耕作放棄地の防止などにも繋がっており、「阿波葉」栽培も存続させたい。	C	ー	我が国が平成１６年６月に締結した「たばこ規制に関する世界保健機関枠組条約（平成１７年２月発効）」に基づいて、たばこ規制をより強化することが求められており、同条は、たばこの製造に関する規制としても機能している。 現在、こうした動きや、健康等への配慮を強めていく観点から、例えば小売等について、自販機に対する規制強化といった取組みを進めている中で、製造について、特区という形式であったとしても、このような規制を緩和する措置をとることは困難と考えられる。	右記の提案者からの意見にもあるとおり、たばこの健康等への配慮による規制強化と製造販売を日本たばこ産業株式会社に限定することに直接の関係はないものと考えられる。製造販売を日本たばこ産業株式会社に限定する必要性があるのであれば、その理由を明確にすべきである。 本提案は、長い間地域で育まれてきた阿波葉の伝統・文化の継承を目的としており、貴省においては、これらを踏まえ、再度検討し、回答されたい。	本市の提案は、刻みたばこで栄えた「うだつ」の街並みと阿波葉の伝統・文化を守り後世に伝えることを目的としており、たばこの製造販売の促進を意図しているものではない。阿波葉の生産者も少なく栽培面積も小規模であることから、販売については特区内の「たばこ資料館」等での観光土産程度を考えており、本提案の実現に併せ資料館を阿波葉文化の学習・研究施設として利用することも計画している。健康等への配慮から規制を強化するのであれば、たばこの製造販売量を調整することで対応可能であり、日本たばこ産業株式会社以外による製造販売を認めない理由にはならないと考える。	C	ー	１．我が国が平成１６年６月に締結した「たばこ規制に関する世界保健機関枠組条約（平成１７年２月発効）」に基づいて、たばこ規制をより強化することが求められており、同条は、たばこの製造に関する規制としても機能している。 たばこ事業法においては、たばこの製造に関する規制として製造事業者をJTに限っているが、これによって高率の課税物品であるたばこの適正な製造、出荷及び納税が担保されているところであり、同条約にも沿った措置であると考えている。 ２．また、同条約第１５条第7項においては「たばこ製品の生産及び流通を管理し又は規制するため、更にとるべき措置（適当な場合には、許可制度を含む。）を採択し及び実施するよう努める。」とされており、さらに、平成２１年１２月２２日に閣議決定された平成２２年度税制改正大綱においても、たばこの消費抑制のための税率引上げが明記されるなど、近年、たばこに関する規制の強化が求められている中で、特区という形式であったとしても、たばこの製造について規制を緩和し、製造業者の増加を認めることは適切ではないと考えられる。 （注）たばこ関連の法制としては健康増進法等もあり、たばこ製造特区を設けることについては、これらの法律との関係にも留意が必要。	右記の提案者からの意見にもあるとおり、健康被害等への対応と地域振興への配慮を分けて検討し、再度回答されたい。	世界保健機関枠組条約や平成22年度税制改正大綱など、健康や社会への影響を考慮し、たばこの製造規制や消費抑制に努める趣旨は理解している。しかし、たばこによる健康被害への対応については、全国的にも喫煙場所の特定が徹底されており、分煙対策を強化し受動喫煙を防止することで対応すべきであると考える。 本市が目指す特区で取り扱うのは、「紙巻きたばこ」に比べて圧倒的に消費量の少ない「刻みたばこ」のみであり、「刻みたばこ」の製造・販売に関し、市が責任を持って課税物品の管理を行うとともに、納税義務者として必要な申告や記帳を行う。 伝統文化の保全と地域振興に対する地方の思いを斟酌し、再度検討願いたい。	C	ー	１．我が国が平成１６年６月に締結した「たばこ規制に関する世界保健機関枠組条約（平成１７年２月発効）」に基づいて、たばこ規制をより強化することが求められている。同条約は包括的なたばこ規制を定めており、受動喫煙の防止に関してのみでなく、たばこの製造に関しても定めている。たばこ事業法第8条は同条約で求められているたばこの製造に関する規制としても機能しているところである。 ２．具体的には、同条約第１５条第7項においては「たばこ製品の生産及び流通を管理し又は規制するため、更にとるべき措置（適当な場合には、許可制度を含む。）を採択し及び実施するよう努める。」とされており、たばこ事業法においては、たばこの製造に関する規制として製造事業者をJTに限ることで、たばこの適正な製造、出荷及び納税が担保されているところであり、同条約にも沿った措置であると考えている(なお、たばこによる健康被害への対応について、受動喫煙を防止することのみで十分か否かについては、健康増進法等との関係もあり、財務省から回答することは困難)。 ３．平成２１年１２月２２日に閣議決定された平成２２年度税制改正大綱においても、たばこの消費抑制のための税率引上げが明記されており、また、近年、たばこに関する規制の強化が求められている中で、同条約の実施については定期的な報告を求められていることもあり、例え地域振興のための特区という形式であったとしても、たばこの製造について規制を緩和し、製造業者の増加を認めることは適切ではないと考えられる。		1017010	三好市	徳島県	財務省
070030	除雪機械の使用制限の撤廃	積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法第3条、第6条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第3条、第11条	「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第11条において、補助事業者は法令の定及び補助金等の交付の目的に従つて誠実に補助事業を行うように努めるとともに、補助金等の他の用途への使用をしてはならないとされている。	国庫補助を受けて購入した除雪機械の使用路線の制限を撤廃する。	国庫補助を受けて購入した除雪機械の使用路線の制限を撤廃することにより、効率的な除雪を行う。 除雪事業は、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法により指定された路線の除雪を行うにあたり、国庫補助を受けて実施している。同法に定める「指定路線」は昭和６０年に指定以降見直しがされていないが、除雪が必要な路線は増加しており、国庫補助を受けない単独での除雪を行わざるを得ない路線が増加している。 具体的には、地方公共団体が国庫補助を受けて購入した除雪機械は積雪寒冷地の指定をされた各地方公共団体道しか除雪することが出来ず、各路線間を移動する場合に指定路線以外を走行する方が効率的な場合があり、さらにその際に除雪を行うことが出来れば、時間的にも短時間で除雪を行うことが出来る。 ついては、効率的な除雪を行うため、国庫補助を受けて購入した除雪機械の使用路線の制限を撤廃することを要望する。	E	－	要望事項については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に抵触するものではない。			E	－				E	－			1031010	鳥取県	鳥取県	財務省 国土交通省
070040	貨物の輸出及び輸入等にかかる関税手続、検査要件の緩和	関税法第2条、第25条、第67条、第105条	関税法では、輸出入貨物の適正な処理を図るため、輸出入貨物の通関手続及び税関職員による検査を規定している。また、当該輸出入貨物を運搬する船舶の入出港に関しても、同法の規制の対象としており、その一環として、外国貿易船（外国貿易のため本邦と外国との間を往来する船舶）を外国貿易船以外の船舶として使用するとき、船長に対して、資格変更の届出の義務を課している。 （外国貿易船以外の船舶を外国貿易船として使用するときも同様。）	現行法で規定されている貨物の輸入及び輸出について、船舶の構造及び乗、下船方法等を変更し国内、国外の旅客船利用者との接触を遮断するなど、一定の要件を満たした外国航路船舶を使用する場合に限り、船舶の資格変更(内、外航船への変更)に伴う貨物の輸出入の手続き及び検査を本邦出発地又は目的地で行なうことを可能とする。	外国航路船舶(超高速船)を国内旅客輸送手段として活用することにより、減便、廃止されていく離島と本土を結ぶ生活航路を確保するとともに、離島と本土の交流人口の拡大を図っていく。 提案理由: 離島と本土を結ぶ航路の経営状況は、利用者の減少や燃料価格の高騰により非常に厳しく、会社存続のために航路の減便や休止を余儀なくされている。 しかし、本市の北部地域と本土を結ぶ航路(超高速船)は、移動距離や時間、経費を勘案すると島民の生活を支える上で重要な移動手段であり、存続を図っていく必要がある。 そこで、韓国との国境に近接しているという本市の地理的な特性を活かし、福岡市と釜山市を結ぶ外国航路船舶(超高速船)を本市の北部地域と福岡市とを結ぶ国内旅客輸送手段として活用し、島民の生活路線の確保と交流人口の拡大を図っていくものである。 代替措置: 外国航路船舶を国内旅客輸送手段として活用するためには、船舶の資格の変更を行い、博多～比田勝間を内変し、 比田勝～釜山間を外変することにより国内旅客輸送手段として活用を図ることができる可能性はあるが、 国内外の航路利用者の利便性を考慮すると、船舶の構造及び乗、下船の方法等を変更し、国内、国外航路の旅客船利用者との接触を遮断する方法により、混乗による利用と貨物の輸出入等手続き及び検査の緩和を図ることができるものと考えられる。 船舶の資格変更に伴う弊害: 釜山～博多間の外国航路利用者は、船舶の資格の変更を比田勝港(寄港地)で行った場合、一旦比田勝港に上陸し出・入国の手続きを行ったあと再度、乗船し目的地に向かうこととなり、利便性を大きく損なうことになる。	E	―	（１）要望事項は、離島と本土を結ぶ生活航路の確保等のため、博多港と韓国（釜山港）を結ぶ、外国航路船舶（超高速船）の構造及び乗・下船方法等を変更し、国内・国外の旅客船利用者との接触を遮断するなど、一定の要件を満たした場合に限り、船舶の資格変更に伴う、貨物の輸出入の手続及び検査を本邦出発地又は目的地で行うことを求めているものである。 しかしながら、要望事項にある専ら旅客の輸送を目的としている外国航路船舶（超高速船）は、関税法上、外国貿易船（外国貿易のため本邦と外国との間を往来する船舶）には該当しない。従って、このような外国航路船舶（超高速船）については、外国貿易船等（外国貿易船及び外国貿易機）に対しての資格変更を規定する関税法第25条に基づく資格変更手続を要さない。 本要望は、同法第25条の資格変更手続が弊害となっているとの認識の下、同制度の緩和を求めるものであるが、本要望における外国航路船舶（超高速船）については同条に基づく資格変更手続を要さないことから、事実誤認と思料する。 2）なお、税関は、悪質・巧妙化する社会悪物品等の密輸阻止や関税・消費税のほ脱の阻止等を図る観点から、船舶等の資格に関係なく、本邦と外国を往来する船舶等に乗船する全ての旅客及び乗組員の手荷物について、関税法第67条及び第105条に基づく検査を実施しているところである。 本要望では、本邦と外国を往来する船舶内や乗下船時において、国内旅客と国際旅客との間の接触を遮断するなどの一定の措置を行うとのことであるが、船舶内及び乗下船時において、国内旅客と国際旅客の直接的な接触又は乗組員を介した間接的な接触を完全に遮断し、旅客・乗組員による密輸品等の手渡し・隠匿といった行為を完全に阻止するとともに、これを確実に担保することは困難であると思料される。 したがって、本邦と外国を往来する船舶に国内・国際旅客を混乗させ、船内及び乗下船時において、これら旅客の接触を遮断する方法により、輸出入手続及び検査の緩和を図ることは困難である。	貴省からの回答によると、本提案に関し提案者の「事実誤認」と指摘しながら、「本邦と外国を往来する船舶に国内・国際旅客を混乗させ、船内及び乗下船時において、これら旅客の接触を遮断する方法により、輸出入手続及び検査の緩和を図ることは困難である」と結論づけている。 貴省においては、本提案の実現に向け、再度検討し、明確な回答をされたい。		C	―	（１）本要望では、本邦と外国を往来する船舶内や乗下船時において、国内旅客と国際旅客との間の接触を遮断するなどの一定の措置を行うとのことであるが、船舶内及び乗下船時において、国内旅客と国際旅客の直接的な接触又は乗組員を介した間接的な接触を完全に遮断し、旅客・乗組員による密輸品等の手渡し・隠匿といった行為を完全に阻止するとともに、これを確実に担保することは困難であると思料される。 したがって、本邦と外国を往来する船舶に国内・国際旅客を混乗させ、船内及び乗下船時において、これら旅客の接触を遮断する方法により、輸出入手続及び検査の緩和を図ることは困難である。 （２）なお、本要望は、関税法第25条の資格変更手続が弊害となっているとの認識の下、同制度の緩和を求めるものであるが、本要望における外国航路船舶（超高速船）については同条に基づく資格変更手続を要さない。			C	―		外国航路船舶を活用した国内旅客輸送手段確保プロジェクト	1049010	対馬市	長崎県	財務省